

納税の公平性を保つために
差押え等による滞納処分を強化しています



滞納処分

滞納処分とは、納付が滞っている税金を強制的に徴収するため、滞納している人の意思に関わりなく、財産を差し押さえて金銭に換え、滞納分の税金や延滞金に充当して完納させる一連の手続きです。

法律では『督促状』を発行した日から10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえないければならないと決められています。

督促

納期限内に市税の納付がない場合、納期限後20日以内に『督促状』を発送します。督促状1通について、本来納付いただく税額とは別に、1000円の督促手数料を納付いただきます。

財産調査

質問・検査

金融機関、勤務先、取引先などへの照会

検索

滞納者の住居、事務所などへの強制捜索

財産調査は、滞納者への事前了承を得ずに行うことができます。また、徴税吏員の質問に対して偽りの陳述をした者、検査を拒否、妨害、忌避した者、または偽りの帳簿類を提示した者は、懲役または罰金に処せられることがあります。

差押え

督促、催告を行っても納付や相談がない場合は、財産を差し押さえることとなります。差押えは、滞納者の意思に関わりなく、滞納者の特定の財産を公売、その他の方法で、金銭に換えるために行われる滞納処分の最初の手続き(強制処分)です。

差押えの対象となる財産

土地、建物、普通自動車、軽自動車、二輪車、船舶、飛行機、電気製品、家具、美術品、貴金属、建設機械、金銭、有価証券、預貯金、給料、年金、売掛金、生命保険、出資金、ゴルフ会員権、電話加入権、特許権、著作権など

納期限内納付にご協力を

納税は、納期限内の自主納付が原則です。たとえ『うっかり』の納め忘れであっても滞納処分の対象となります。十分にご注意ください。

延滞金

納期限後に納税する場合、法律に基づく割合で延滞金が加算されます。うっかり納め忘れた場合でも、納期限を過ぎると延滞金が掛かります。

納税に困ったときは、

すぐご相談を

事情で納期限内に納付することが困難な方は、納税相談を受け付けていますので、納

☎総務財政部税務課(庁舎1階)
担当:河村雅人 ☎43・0398

平成30年度差押え件数

不動産	4 (40)
預貯金等の債権	196(228)
給与・年金	52 (70)
動産	4 (4)
合計	256(342)

※()内は平成29年度件数

期內にご相談ください。

いつもの水に 日々感謝
6月1日～7日は水道週間

☎上下水道部工務課(庁舎3階) 担当:長濱暁子 ☎43-0534



水道の現状や課題についての理解を深め、今後の水道事業の取り組みについて協力を得るために、昭和34年に厚生省(現:厚生労働省)が制定した水道週間。

加東市では、次の取り組みを実施します。

学校、園の水道設備点検

加東市上下水道工事業組合の協力で、加東市内の認定こども園、保育園、幼稚園、小、中学校の水道やトイレ等、水まわりの無料点検を行います。

水道パネル展

水道水がどのように作られて、どのようにご家庭に届くかをお伝えするパネル展です。

日時 6月5日(水)～9日(日) 10時～18時

※9日は15時まで

場所 やしろショッピングパークBio 2階 多目的ホール

水道フェスタ

日時 6月9日(日) 10時～15時

場所 やしろショッピングパークBio 2階 多目的ホール

協力 加東市上下水道工事業組合

水道クイズ、実験コーナー、スーパーボールすくい、なんでも相談などを実施。当日は、フレンドリーな人型ロボットのPepperくんが、イベントをお手伝いしてくれます。

限りある水を大切に

地球上に存在する水のほとんどが海水で、淡水は1%程度にすぎません。日ごろから節水に心がけ、限りある水を大切にしましょう。

- 風呂の残り湯は、洗濯、掃除、洗車などに再利用をしましょう。
- 水の出しっぱなしにご用心。こまめに水を止めましょう。

